「電力規制改革」(2) 小売全面自由化

丸山 真弘

本稿では、6月11日に成立した改正電気事業法(第2弾)により実施される 新制度を解説している。今回は、改正法の最大の目玉とも言える小売全面自由 化を取り上げる。

今回の法改正により、一般電気事業者に課されていた供給義務とともに、供給区域内における一般電気事業者の供給独占を認める規定も撤廃される。これにより、改正法施行後は、家庭用需要家を含む全ての需要家が、供給先として小売電気事業者を自由に選択できるようになる。需要家との契約の相手方は小売電気事業者となり、一般送配電事業者により需要家への供給地点まで託送された電気を、小売電気事業者が受け取り、その場で需要家に販売するという形がとられる。このため、一般送配電事業者は、漏電点検等の調査業務を除き、通常は需要家の前に姿をあらわすことはない。ただし、何らかの理由で小売電気事業者からの供給が受けられない場合の最終保障(ラストリゾート)と、系統に接続されていない離島における本土並の価格の保障(ユニバーサルサービス)は一般送配電事業者により実施される。

これまでの小売部分自由化では、部分自由化の実施にあたり、対象となる全ての需要家が、一般電気事業者との間で交渉ベースの新たな供給契約を締結するか、あるいは新電力との間で供給契約を締結するかという選択を積極的に行うという形がとられていた。しかし、口数が桁違いに多い家庭用需要家について、自由化実施時までに、全ての需要家に対して積極的な選択を求めることは現実的ではない。また、自由化実施当初は、選択できる小売電気事業者が、事実上供給区域における既存事業者に限られてしまうことが考えられる。このような状況に対しては一定の対応が必要との指摘が制度改革の議論の中ではなされていた。

このため、改正法では附則において、「当分の間」行われる措置を規定している。この期間中は、既存事業者の小売供給部門は、「みなし小売電気事業者」として、従来の供給区域において規制料金による供給を義務付けられる。どのような要件が満たされれば「当分の間」が終了することになるのかという点については、今後、制度改革の議論の中でその詳細が検討される。諸外国の事例からは、規制料金が残る場合、そこから離脱し、自由化された契約へと移行する需要家が多くならないことが問題とされており、どのような要件が設定されることになるかが注目される。

改正電気事業法(第2弾)における 家庭用需要家に対する小売自由化の状況





